

議第246号 公の施設の指定管理者の指定について

1 趣旨

狩留賀海浜公園の指定管理者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、あらかじめ呉市議会の議決を経て、指定しようとするものです。

2 公の施設の概要

施設名	狩留賀海浜公園
施設所在地	呉市狩留賀町地内
設置年月日	昭和32年4月1日
設置目的	公共の福祉の増進に資するための施設として設置する。
設置条例	呉市都市公園条例
施設規模等	敷地面積 151,255.95㎡ 主要施設 管理棟：鉄骨造，平屋建て， 便益施設棟：鉄筋コンクリート造，平屋建て，シャワー室， 更衣室等 炊事棟：木造，平屋建て 便所棟：鉄筋コンクリート造，平屋建て 駐車場：収容台数170台（多目的広場を駐車場として利用 した場合は約230台） 人工海浜：延長400m
利用状況	利用者数 平成28年度 67,480人 平成29年度 66,556人 平成30年度 19,862人
指定管理業務に係る主要な決算の状況	平成30年度 【呉市分】 歳入 2,079千円 駐車場使用料収入 2,060千円 附属設備使用料収入 19千円 歳出 28,683千円 指定管理料 28,683千円 【指定管理者分】 収入 28,708千円 支出 22,029千円 ※指定管理者の収支決算詳細については、別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料1）を参照
指定管理実績	平成18年9月1日～平成22年3月31日 株式会社くれせん 平成22年4月1日～平成27年3月31日 株式会社くれせん

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 施設の維持及び管理に関する業務
- (2) 上記の業務に付随する業務

4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

5 団体（候補者）の概要

団体名	株式会社くれせん
団体所在地	呉市西中央4丁目6番3号
代表者氏名	代表取締役 平尾 圭司
設立年月日	昭和46年2月8日
設立目的	事業概要に記載する事業を営むことを目的とする。
事業概要	次に掲げる事業等 (1) 建築物環境衛生総合管理業 (2) 建築物飲料水貯水槽清掃業 (3) 建築物ねずみ、こん虫等防除業 (4) 警備業 (5) 建物の営繕及び管理業 (6) 駐車場並びに公園及び庭園の運営・管理
資本金	22,000千円
従業員数	620人
役員	代表取締役 平尾 圭司 取締役 平尾 清史 金本 壮史 監査役 平尾 眞弓
決算	平成30年度 売上高 22億7,258万円 営業利益 4,031万円 純利益 2,128万円

6 団体（候補者）から提出された事業計画書の概要

管理運営上の基本方針	市内外からの来園者にとって、憩いの場となる公園を目指し、地域に根差した管理・運営を行うとともに、より多くの方に利用してもらえよう認知度の向上を図る。
管理運営体制	本社内の指定管理者事業部に担当2名を配置し、通常期は、現場責任者1名、非常勤の現地職員5名により管理する。夏期には遊泳監視員2～4名、園内警備員及び国道警備員3～10名（状況に応じて増減）を配置

	し、事故防止や渋滞緩和に向けた管理をする。
施設の維持管理	<p>(1) 年間維持管理作業計画や業務遂行のチェックリストを活用し、予防保全に努めることで、施設の長寿命化を図るとともに、事故の未然防止にも役立てる。</p> <p>(2) 機械設備の保守点検は、自社の有資格者が定期的に行い、適正に維持管理する。遊具施設については、日常点検を行うとともに常駐従業員に対する安全面の教育と指導を徹底し事故防止を図る。また、施設の不具合については、自社施工又は設置メーカー等への外部委託により迅速に修理する。</p> <p>(3) 清掃、害虫駆除、樹木せん定等を適切に行い、常に快適な環境を来園者に提供する。</p> <p>(4) 来園者の増加する夏期においては、遊泳監視員及び警備員を配置し監視体制を強化することにより、公園内の安全管理を徹底するとともに、事故の防止と国道の渋滞緩和を図る。</p>
利用促進の取組	学校、企業へ広報活動を行うほか、利用案内のパンフレットを市民センターや取引関係先等に掲出する。あわせて、ホームページ上での情報提供、SNSの積極的な活用や来園者に対するアンケート調査を実施することで要望を把握し、業務への反映を図る。
自主事業その他サービスの向上の取組	<p>(1) 花壇を増設し、四季折々の草花を植栽する。</p> <p>(2) 消防救助訓練の実施や普通救命講習及びAED講習を修了した者の配置により、夏期の利用者の安全確保を図る。</p>
経費削減の取組	<p>(1) 常駐従業員の早期設備点検を行い、対応可能なものは担当従業員が自ら修繕をすることで、外部委託による修繕を削減するなど、経費削減に努める。</p> <p>(2) 人員を適切に配置することで無駄な経費を削減する。</p>

7 団体（候補者）から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」（参考資料2）のとおり

8 選定委員会による審査結果の概要

(1) 応募者

団体名	団体所在地	代表者氏名
株式会社くれせん	呉市西中央4丁目6番3号	平尾 圭司
株式会社カジオカL.A	広島市安佐北区口田南7丁目7番23号	梶岡 幹生

(2) 審査基準

審査基準	判定
ア 事業計画書等の内容が、利用しようとする者の平等利用が図られる	適・否

ものであること。 【主な評価の視点】 利用者の平等な利用の確保	
イ 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理が図られるものであること。 【主な評価の視点】 施設の設置目的や性格，関係する法令，条例等についての理解 適正に管理を行える体制（人員配置等） 苦情等への対応及び個人情報の取扱い 事故等の緊急事態に対応可能な体制	適・否
ウ 事業計画書の内容が、利用促進が図られるものであること。 【主な評価の視点】 施設の利用促進に係る具体的な取組 利用者の要望把握に係る具体的な取組 利用案内・広報活動などの取組	20
エ 事業計画書及び収支予算書の内容が、適切かつ管理経費の縮減が図られるものであること。 【主な評価の視点】 収支計画書の規模・内容 適正な提案額 管理経費の縮減のための工夫	30
オ 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。 【主な評価の視点】 経営状況 安定した管理を行える体制（有資格者の配置等） 苦情・トラブル等への適正な対応 類似施設の管理運営実績及び公園施設の管理に関する知識	20
カ その他施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準に反していない又は満たすものであること。 【主な評価の視点】 海水浴利用に対する環境整備 水難事故に対応する十分な対策 渋滞緩和策	30
合 計 点 数	100

(3) 審査結果

順位	1	2
応募者	株式会社くれせん	A
合計得点	74.4	72.8
【内訳】		

審査基準ア	適	適
審査基準イ	適	適
審査基準ウ	14.3	15.4
審査基準エ	21.1	21.4
審査基準オ	16.1	14.9
審査基準カ	22.9	21.1
【評価した点】 <ul style="list-style-type: none"> ・全体として統一がとれ、バランスよく業務を実施できる能力を有していること。 ・水難事故に対応する、十分な安全対策が考慮されており、海水浴利用について、利用しやすい状況になっていること。 		

(4) 選定委員会委員名簿

	氏 名	所 属 等
委員長	廣瀬 肇	広島文化学園大学人間健康学部スポーツ福祉学科特任教授
副委員長	神田 佑亮	呉工業高等専門学校環境都市工学科教授
委員	田中 貴宏	広島大学大学院工学研究科教授
	松本 美幸	税理士
	清田 清美	呉市消費者協議会会長
	扇谷 恒範	呉市レクリエーション協会会長
	北岡 宏紹	呉市土木部部長

9 選定の理由

当該施設については、指定管理者の公募を行い、呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成18年呉市規則第1号）第3条の規定に基づく選定委員会において審査を行いました。

その結果、応募者のうち株式会社くれせんが指定管理者として最も適当であると認められたため、当該団体を指定管理者の候補者として選定したものです。